

博士學位論文概要

中世後期の荘園経営と惣村の実態

似鳥雄一

本博士学位論文は「荘園の経営」と「村落の動向」の両面から中世後期の社会構造とその変容を明らかにすることを企図したものである。以下、各章の概要を示す。

## 序章

まずは以下のように先行研究の整理を行い、そこから導き出される課題を提起した。これまでの日本中世史学では荘園研究と村落研究がつねに密接に関係を持ち、荘園という制度的な外被とそれに覆われた村落の内実とをいかに弁別し、解明するかという問題意識を内在させながら進展してきた。

そのなかで中世後期は永原慶二に代表されるように荘園制の解体期とされてきたが、近年では特に室町期の荘園制について、当該期の政治状況に即した新たな社会システムの構築とみなす研究が活発化している。しかし在地状況に即した荘園経営の評価、年貢収取を規定する荘園の内部構造の解明といった点は不十分さが残り、いまだ検討の余地がある。

また中世後期の村落論に関しては、一時代を画した藤木久志・勝俣鎮夫の学説をいかに乗り越えていくかという点に現今の課題は集約されるが、そのなかで宙に浮いているのが「惣村」という存在である。石田善人の惣村敗北論が個別研究の蓄積によって説得力を失った現在、惣村論を包括的に展開し、「惣村」とは何かを問い直すことが求められている。そこで本博士学位論文では、①中世後期の荘園経営を規定する構造的要因を、在地状況に即して明らかにすること、②中世後期から近世までを見通して惣村の実態を把握し、その本質から問い直すこと、③以上の検討を通じて中世後期の社会構造とその変容を「荘園の経営」と「村落の動向」の両面から明らかにすること、の三点を目的とした。

## 第一部 中世後期の荘園経営 — 備中国新見荘を中心に —

第一部では序章で掲げた①の目的を果たすため、備中国新見荘を中心とする東寺領荘園を主なフィールドとしてとりあつかった。

## 第一章 下地中分と荘園経営 — 備中国新見荘を中心に —

下地中分とは鎌倉期〜南北朝期に盛行した領家と地頭の紛争を解決するための方策であり、在地領主制の進展に対する抑制策という島田次郎の評価がこれまでの通説とされてきた。下地中分が具体的に現地においてどのような形態で実施されたかという点は重要な課題だが、荘域内に一本の境界線を引く「一円的中分」と、小さく区切られた領域（こま）に中

分する「坪分中分」とがあり、安田元久は在地の条件に相応していない古い形態が坪分中分で、在地領主制の形成にもなつて一円的中分へと発展すると論じた。しかしこの説は実証的な裏付けが不足しているため、本章では史料の残存状況のよい備中国新見荘の下地中分について再検討を行った。竹本豊重が示した新見荘の下地中分の形態は、広大な荘域の半分を領家方・地頭方の入組地が占め、残り半分が領家方一円地という特異なものであったので、まずは竹本説を検証しつつ新見荘の下地中分の形態について再検討を行い、次いで諸事例との比較によつて下地中分の規定要因、荘園経営との関わりを考察した。

その結果、新見荘の下地中分は原則として一円的中分であり、例外として入組地が残存するという、竹本説よりシンプルな理解に達した。そして下地中分の理想的な目標は一円的中分だが、荘園経営に関わる権益の所在地、あるいは広域的な交通・流通の拠点となる荘園そのものをめぐつて、入組・坪分という形で現実的な限界が露呈されること、領家方は地理的な連続性を重視しない傾向があり、そのため荘園経営は在地状況から遊離し、脆弱性を抱えざるをえなかったことを示した。以上のことから、下地中分について規定した鎌倉幕府法が島田説のような政策的意図を持っていたとしても、それを下地中分の実施面で貫徹するのは構造的に限界があり、現実的には困難であつたと結論付けた。

## 第二章 下地中分後の室町期荘園 ―備中国新見荘地頭職・地頭方と新見氏―

近年、室町期を荘園制にとつて独自のシステムが構築された一時代とする「室町期荘園制」論が展開されているが、その論者の一人である伊藤俊一は備中国新見荘、播磨国矢野荘、丹波国大山荘などの東寺領荘園を検討の俎上に載せ、室町幕府・在京守護の強い影響下における安定的な荘園支配を強調している。上記三つの荘園はいずれも下地中分を経験しているが、史料の大部分を領家方に依存しており、地頭方の史料には恵まれないという共通点がある。しかし室町期の荘園として考える上では、地頭職・地頭方の検討も踏まえて、一つの荘園として把握する必要がある。そこで本章では新見荘地頭方をとりあげ、室町期における地頭職の伝領過程の通覧、国人新見氏の動向の追究、領家方の状況との比較を通じて、下地中分後の新見荘を一つの室町期荘園として総体的に評価するという試みを行った。

その結果、本章で明らかになつたのは、国人新見氏の在京活動にもなつて地頭職が室町殿の周辺に持ち込まれた結果、地頭方の動向は室町殿の交替や政変の勃発など、幕府の中央政局と密接に連動していたことである。そして細川京兆家・典厩家という強い連携を

持つ二家が、典厩家被官であるのみならず京兆家にも通ずる新見氏の活動をベースに、領家方・地頭方に対してそれぞれ影響力を行使していたことも確かめられた。彼ら武家勢力は領家方と地頭方を別個の荘園とはみなさず、一貫して両方を狙い続けた。彼らを媒介にして、領家方は地頭方から影響を受け続けたのである。すなわち下地中分の枠組みは室町期荘園においても残存していたのであり、以後の荘園経営を規定しつづけたのである。

### 第三章 備中国新見荘にみる名の特質と在地の様相

「名」は荘園の主要な構成要素であり、その特質を解明することは荘園を理解する上で不可欠の命題である。名は経営単位か、徴税単位かというのは古くからある議論で、松本新八郎の「名田経営論」は稲垣泰彦が否定したことが知られる。ただし稲垣が所論の土台とした渡辺澄夫の「均等名」は畿内荘園のモデルであつて、畿内以外では見直しが進んできた結果、名は徴税単位であると同時に経営単位でもある二面性を持つという理解に至っている。そこで新たな課題として、名の形成・変容とその要因など、より長期的かつ多面的に追究する必要性が生じており、特に広域的な荘園を対象とすることで新たな成果が得られる可能性がある。そこで本章では山間地域で広大な領域を持つ備中国新見荘をとりあげ、地理的な分布状況、立地特性と開発形態などの観点から、荘域全体にわたって名の特質を検討した。

その結果、新見荘ではある領域にまとまって分布する集中型と、畿内型としてイメージされる散在型という両類型の名が、前者は谷間、後者は平地という地理的条件に対応して混在していたことを明らかにした。これは山間荘園であっても、一定規模以上の平地が展開している地域では、領主による擬制的な名編成が可能であることを意味している。また地名に由来する名に、後発的に開発された谷奥の名という共通性を見出し、在地住民の生活単位である集落が徴税単位に組み込まれた「集落名」として位置付けた。これは集落という地縁的な共同体が貢納の請負主体として承認されたことを意味し、制度と実態の両側面を反映する名の歴史において重要な変質であるが、これまで指摘されていたよりも早期の出現、長期の展開を観察することができた。

### 第四章 南北朝～室町期の代官契約と荘園経営——備中国新見荘と東寺領荘園——

「代官」とは「正員」を補完すべく設置される職務の代行者であり、領主と在地をつなぐ荘園経営の中核的な存在である。特に南北朝期～室町期には「請負代官」と呼ばれる存

在が多く登場するが、永原慶二は荘園解体期である中世後期に生まれた徴税の最終形態が請負代官制とし、対して伊藤俊一は直務代官も含めた「代官請負制」を室町期荘園制の確立がもたらした安定的システムとする。その一方でいまだ検討の余地があるのは、個々の代官の補任の経緯と契約内容、代官としての資質と荘園経営の実態といった点であり、伊藤も室町期荘園制の潜在的な問題として代官選任の「マネーゲーム」化を指摘しているが、具体的な論証は十分ではない。当該期固有の問題が特に尖鋭に現れるのは荘園領主と物理的距離のある遠隔荘園と予想されることから、本章では備中国新見荘を主たる素材としてあつかい、他の東寺領荘園も適宜とりあげること、応仁の乱以前までを下限とする請負代官と直務代官の選定・契約と彼らによる荘園経営の実態について検討した。

その結果、本章で明らかにしたのは請負代官の潜在的なリスクである。当時は「代官競望」の風潮が存在し、代官としての資質や契約遂行への成算ではなく、目先の利益の追求や「面目」の保持を動機とした代官職の争奪戦という側面があった。彼らの荘園経営は「投機性」ともいえる不安定性を帯びたものであった。また一方の直務については、経営に長けた特定の人材を代官に起用することで、遠隔荘園でも一定の成果が得られた。しかし代官の経営を監査するには豊凶・和市といった情報の把握が必要で、それが遠隔荘園では極めて困難だという構造的な限界があった。そのため直務は基本的には放棄され、あくまで請負を軌道に乗せるために有効なカードとして応急的に用いられるに至るのである。

補論 二人の代官による荘園の分割支配 — 備中国新見荘地頭方の事例から —

南北朝初期の備中国新見荘では、東寺による領家方・地頭方の一円支配が実現する。このうち地頭方では、二人の代官による分割支配という、他の東寺領にはみられない珍しい経営方法が採用される。この両代官は東寺外部の人物とみられ、網野善彦は彼らを請負代官の典型とみなしたが、東寺に詳細な収支報告をしていた彼らは、むしろ永原慶二がいうところの直務から請負への「過渡期の代官形態」にあたるかと理解できる。また新見荘は東寺領屈指の大型荘園で、かつ維持の難しい遠隔荘園であった。地頭方の分割支配は経営安定への東寺の期待と配慮の表れであったはずで、内乱突入により短期で終わったものの、その内実を検討する価値は十分にある。そこで本章では両代官の所務の状況、彼らの出自や相互関係、地頭方の地理的な分割状況について分析し、そこに反映された代官経営に対する荘園領主の意向を探ることとした。

その結果、この両代官は現地の有力者と外来者という出自の異なる二人の組み合わせで

あり、前者が主導権を握っていたことが明らかになった。また両代官の知行分に地理的な一円性は見出せず、明確な分割線は引けないという結論に達した。これは東寺の意向で、地頭方の奪回を狙う新見氏への対処が大きな目的と考えられる。そして分割作業を具体的に進めたのは凶師であり、現地と京都を往復するなど円滑な収納の実現に大きな役割を果たしたことも判明した。この一円性の欠如というのは下地中分の原則とは明確なコントラストを描いているが、その要因として、東寺が両代官を相互に接触・掣肘させ、自由を与えないことで安定的な荘園支配を企図したという可能性を示した。

## 第二部 中世後期惣村の実態 ―紀伊国・近江国の惣村について―

第二部では序章で掲げた②の目的を果たすため、高野山膝下荘園の紀伊国鞆淵荘、惣村のモデルとして著名な近江国菅浦の二つを主なフィールドとしてとりあつかった。

なお第二部では冒頭において、全体に共通する先行研究の整理と課題の提示を以下の通り行った。かつて石田善人は、中世において最も自治性の進んだ村落共同体を「惣村」と呼び、その主な指標として①惣有財産、②地下請、③惣掟・地下検断を掲げ、「惣庄」から「惣村」への発展段階論として叙述した。それをうけて三浦圭一・黒田弘子・仲村研・峰岸純夫によって惣村をめぐる構造論が展開され、さらに藤木久志の「自力の村」論、勝俣鎮夫の「村町制」論の登場によって村落論全体が大きな転換を迎える。その後、惣村の自立の実態を多面的に明らかにした田中克行、惣村の形成要因を近隣との紛争に求める蔵持重裕、惣村を資源確保・環境管理の主体とみる高木徳郎など、これらの研究によって村落論は大きく進展した。

しかし一方で、中世史学全体の状況として惣村の概念を用いた議論が多様化するあまり、そもそも「惣村」とは何か、何をもち「惣村」とみなすか、という根源的な共通理解が不鮮明になっており、石田が示した指標も再検討すべき時期に来ている。そのためには今一度、村落の実態把握から議論を構築する必要がある。

## 第五章 中世後期惣村と領主権力 ―紀伊国鞆淵荘と高野山支配―

本章では第二部共通の課題を解決するため、南北朝期と室町期の二度にわたって領主層に対する闘争が展開されたことから、惣村研究の題材として注目を集めてきた紀伊国鞆淵荘をとりあつかった。鞆淵荘をめぐるのは、熱田公は室町期の闘争で高度な自治性が達成されたと評価しながら、わずか数年後の高野山による大検注までの間に「惣の停滞」が訪

れたとし、また黒田弘子は小農民層の結束が下司による在地領主制を後退させたと評価したが、「一五世紀中葉以後の止揚期の惣村」は未検討のままである。闘争の時代とその後の高野山支配の受容期を連続的に理解することは、惣村論の重要な課題といつてよい。そこで本章では鞆淵荘の惣荘のあり方について、形成期である南北朝期から、高野山支配の安定期となる室町期、さらにその後の戦国期までを統一的に理解することを試み、村落自治と領主支配の関係について考察した。

その結果、まず室町期の闘争には高野山と共闘して下司を没落させたとの側面があり、高野山支配を受容する素地が用意されていたことを指摘した。そして闘争後の鞆淵惣荘は領主権力との妥協のもとで自治を確立しようとしたのであって、闘争の目的は全ての領主権力を排除することではなく、高野山支配の受容期は中世の村落自治の到達点であると評価した。惣村とは危機を乗り越えるための戦時体制であり、危機が去れば別の姿に変わりうるとする蔵持重裕の説を踏まえれば、領主層との緊張関係を契機として形成された鞆淵惣荘は、緊張の緩和によって領主層との現実的な折り合いを探る組織に変化したといえる。戦国期に入ると鞆淵荘では庄司氏・林氏という新たなリーダーが定着するが、地位の後退した番頭には番頭請という固有の役割があり、かつて整備された地下請という自治システムが引き続き運用されたことが明らかになった。

## 第六章 中世後期惣村の実態と変容 ―紀伊国鞆淵荘の正長帳・天正帳の分析―

前章の検討を踏まえると、惣荘にとつての変容期ともいべき一五〇一―一六世紀、さらには近世初期まで見通した上で鞆淵荘の実態を明らかにすることは、惣村研究の深化に不可欠である。しかしその課題にこたえた先行研究は、宮座の変遷という視点から追究した黒田弘子のほかみあたらず、さらなる検討の余地が残されている。そこで本章では室町期と織豊期の鞆淵荘の土地台帳（正長帳・天正帳）を用いた定量的な分析を中心として、耕地分布の状況からみえてくる中世後期惣村の実態と変容について検討した。

その結果、荘域における生産力の重心が中心部から周縁部へとシフトしたことが、正長帳と天正帳の比較から明らかになった。そしてその背景には新興の有力階層の動向があったとみられ、特に近世には下司家として最大の勢力を持つに至る庄司氏は、村の信仰拠点を支えるための開発を率いていたことを示した。また村落の最上層では番頭から庄司氏・林氏へとという勢力交替が起こるが、それ以外の構成員については惣荘の理念であるフラットな身分構造が長く保持され、その意味では荘内運営は安定的であったことが確認された。

以上のことから、新たな階層の台頭、高野山支配の浸透によって最上層の構造は変容を遂げたが、闘争の時代に獲得された自治的な性格・機能は必ずしも失われず、中世の終わりでまで維持されたと評価した。

#### 第七章 戦国期惣村の生産・商業・財政 —菅浦と浅井氏・竹生島—

惣村の事例には近江国・紀伊国という地域的な偏りがあるのは周知の通りであり、それら地域における惣村の特性をみきわめることが惣村論の大きな課題となろう。そのための第一歩として、本章では惣村の典型とよくいわれる近江国菅浦の実態と特性について検討した。戦国大名浅井氏の収奪による財政破綻と自治喪失を論じた赤松俊秀、赤松が示した菅浦の変遷を中世村落全般に共通するプロセスととらえた石田善人の説については見直しが進められてきたが、収入面からの財政構造の説明という最大の課題に、見出された回答は商品作物であった。それによって菅浦の収支バランスが正当に再評価されたが、菅浦の財政状況と商品作物の生産・取引の相互関係については、さらに具体的な検討が必要である。そこで本章では戦国期の菅浦を特徴づける油実・綿という二種類の商品作物をとりあげ、それらの生産・取引と財政状況、浅井氏・竹生島という領主二者との関係について検討を行った。

その結果、次の諸点が明らかになった。まず菅浦と浅井氏の油実取引は年々規模が拡大し、菅浦は浅井氏から油実での返済を予定した債務を負っていた。また菅浦は竹生島から「酒直」や「出銭」といった名目で少額ずつ高い頻度で借金を重ね、利子を加えた分に相当する綿をもって返済していた。これらの債務は年貢未進を理由に受動的に背負わされたものではなく、価値の高い商品作物を媒介としてこそ成立する積極的な融資であり、特に油実は貢納の範囲を超えた商業的な取引を展開しうるまでに成長した。以上の点から本章では、当該期の菅浦は新たな商品作物という生業確立の成功事例というべきで、菅浦の商業的性格の強さは中世を通して失われなかったと評価した。ただし菅浦の商業的性格、さらには自治的性格を培ったのは極めて特殊な地理的環境であり、「惣村」のモデルとしてイメージするにはかなり極端な事例と位置付けた。そしてこのような具体的事例と抽象的概念の乖離を、従来の惣村論の大きな問題点として指摘した。

#### 第八章 戦国大名の惣村支配 —菅浦の「自検断」と撰銭令—

前章でも「惣村」指標の再検証を残された課題として挙げたが、そのうち当該期の菅浦

に関する今一つの大きな論点として「自検断」の問題がある。赤松俊秀・石田善人は自検断の実施を惣村成立の指標とし、戦国期の菅浦が浅井氏に対して自検断を放棄したことをもって自治喪失の最終的な契機とした。それに対して、菅浦の自検断は現実的には否定されなかったとする反論や、菅浦の検断権と浅井氏の裁判権が重層的に併存したとする説がある一方、そもそも用例が菅浦文書の一点しかない「自検断」という語を村落自治の指標とすることに疑問を呈した志賀節子、「自検断」とは菅浦の領主である山門花王院が作成した他に用例のない造語だとする蔵持の説があり、「自検断」なる用語は中世社会に広く共有されていたとは言い難い。また菅浦で「自検断」と称されたその検断の具体像がいまだ不明確という問題もある。そこで本章では、前章で明らかにした菅浦の商業的な側面を念頭におき、「自検断」の問題について再検討を試みた。

その結果、菅浦文書の「自検断」なる言葉は、浅井氏の撰銭令が禁じた「私検断」を村落の論理で言い換えた造語であるとの結論に達した。この「自検断」とは村落が行う検断全般を指してはおらず、村落自治の指標としては白紙に戻すべきである。菅浦で問題となったのは地域の経済・流通という広域的な秩序に関わる検断であり、村落の手に委ねられる検断と戦国大名が自ら掌握する検断とでは階層差があるとみるべきである。菅浦にとつて浅井氏との関係は経済的な発展や財政の向上と表裏一体となった支配の受容であり、上部権力に対する妥協の一つのあり方であると位置付けた。

## 終章

以上の内容を総括して成果を抽出した上で、あわせて今後に向けた課題の提示も行った。

第一に「荘園経営と在地状況」という問題に関しては、荘園領主が現地から距離を置いたまま長期にわたって荘園経営を維持することはもはや構造的に不可能であったということ、それと背中合わせで「地頭」＝現地に拠点を置くということが在地領主の強みにつながっていたことを強調した。あくまで荘園経営の命題は「現地の状況への対応」なのであり、その本質は鎌倉期から何も変わっておらず、在地領主の支配にも依然として構造的な面での合理性があったのである。

そして室町期荘園制については、立て直しのための努力としては当面の成果を収めたものの、最終的には荘園制の持つ構造的な欠陥、すなわち都鄙間の物理的な距離を乗り越えることの至難さを克服できなかった、として従来説を修正する評価を加えた。

第二に「惣村の実態とその変容」という問題に関しては、鞆淵荘・菅浦という二つの事

例から得られた知見を踏まえて、「惣村」とは何かという問いに対して見通しを示した。惣有文書を持つ荘園・村落を狭義の「惣村」とし、それが近江国に多くみられる要因として琵琶湖の存在とそこで展開される漁業をめぐる相論を挙げた。それによって住民の結束と排他が促され、「惣村」が成立をみたとの理解である。

そして広義の「惣村」をどのように想定できるかという問題について、外部との摩擦・紛争が内部の結束力と自意識の高まりをもたらし、「惣村」を誕生させるという図式に妥当性を認めた。さらに戦時の経験によって国家的な性格、平等性原理が備わるようになる、との見解を示した。

最後に、「惣村」なるものが中世日本に広く存在したのかという疑問に対しては、畿内周辺に特有の歴史事象として理解することの可能性を提示し、さらなる検討については今後の課題と位置付けた。